

岩手県告示第 485 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 21 年 5 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 路線名 106 号

2 供用開始の区間

(1) 宮古市茂市第 6 地割 2 番 1 地先内

(2) 下閉伊郡川井村大字田代第 4 地割字黒沢 34 番 1 地先から字松草 111 番 1 地先まで

3 供用開始の期日 平成 21 年 5 月 26 日

4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 宮古地方振興局土木部

(2) 期間 平成 21 年 5 月 26 日から同年 6 月 26 日まで